12　令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］
三　都市ガスのうち一三Ａのガスグループに属さないガスを燃料とするもの
［削る］
四～六　［略］
13～24　［略］
25　令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。
一　［略］
二　製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第百五十一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの
三～十二　［略］
26・27　［略］
（エネルギー消費効率）
第九十三条　法第百五十一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第三の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。
（特定熱損失防止建築材料の適用除外）
第九十四条　令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］
四　ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が四十キログラム毎立方メートルを超えるもの
2　［略］
3　令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。
一　［略］
二　複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超え、かつ、当該板ガラスがＪＩＳＲ三二〇六（二〇〇三）に規定する強化ガラスであるもの
三　ＪＩＳＲ三二二一（二〇一二）に規定する熱線反射ガラス
（熱損失防止性能）
第九十五条　法第百五十六条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第四の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。
（開示）
第九十六条　法第百五十八条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。
第九十七条　法第百五十八条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

12　令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］
三　都市ガスのうち一三Ａのガスグループに属さないガスを燃料とするもの
三　浴室内に設置する構造のガス風呂釜であつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
四～六　［略］
13～24　［略］
25　令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。
一　［略］
二　製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第百四十七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの
三～十二　［略］
26・27　［略］
（エネルギー消費効率）
第九十三条　法第百四十七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第四の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。
（特定熱損失防止建築材料の適用除外）
第九十四条　令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］
四　ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が二十四キログラム毎立方メートル以上のもの
2　［略］
3　令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。
一　［略］
［新設］
二　ＪＩＳＲ三二二一（二〇〇二）に規定する熱線反射ガラス
（熱損失防止性能）
第九十五条　法第百五十二条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第五の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。
（開示）
第九十六条　法第百五十四条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。
第九十七条　法第百五十四条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。